

訪問介護サービス重要事項説明書

第1章 総則

第1条（事業の目的）

石井オアシス・ケアサービス有限会社が開設する指定訪問介護事業所が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

第2条（運営方針）

事業所の訪問介護員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、心身の特性を踏まえてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助（訪問介護サービス）を提供します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第2章 会社案内

第3条（事業者概要）

- (1) 事業所名 : 石井オアシス・ケアサービス有限会社
- (2) 事業所所在地 : 愛媛県松山市北久米町1004番地7
- (3) 法人種別 : 有限会社
- (4) 代表番号 : 089-958-8375
- (5) 代表者名 : 稲見 耕一

第4条（訪問介護サービスを提供する事業所）以下「サービス事業所」とします。

事業所名	訪問介護事業所 おあしす中央
所在地	〒794-0832 今治市八町西3丁目3番35号
電話番号	0898-35-2200
介護保険指定番号	3870201732
実施サービス	訪問介護
サービス提供地域	今治市

第5条（事業所営業時間及び営業日）

営業時間	午前8時半から午後5時半（電話等により24時間常時連絡が可能）
営業日	月曜日から金曜日。祝祭日・年始（1月1日から1月3日）を除く

第6条（利用事業所の職員体制）

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の体制
サービス提供責任者	1名	常勤1名、非常勤0名
訪問介護員	21名	常勤2名、非常勤19名

職務内容

サービス提供責任者：事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

訪問介護員：指定訪問介護等の提供にあたる。

第3章 提供サービス

第7条（サービスの概要）

訪問介護サービスの種類	内 容	単 位	利用料 ※自己負担1割の場合
身体介護【基本部分】	食事、排泄、入浴等の 介護	20分～30分未満	244円
		30分～1時間未満	387円
		1時間以上1時間半未満	567円
生活援助【基本部分】	生活支援	20分～45分未満	179円
		45分以上	220円
夜間・早朝・深夜加算	夜間又は早朝	上記【基本部分】の25%	
	深夜	上記【基本部分】の50%	
初回加算	新規にサービス提供責任者が介護又は同行訪問		200円/月
緊急時訪問介護加算	計画外の身体介護		100円/回
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ口）			月額の利用料金の26.6%【四捨五入】 （基本部分+各種加算減算）※1

交通費 【通常範囲以外の交通費】	通常の事業の実施 地点を超えた地点 から	10～12km未満	500円
		12～14km未満	600円
		14～16km未満	700円
		16～18km未満	800円
		18～20km未満	900円
		20km以上	1000円

※1 利用者負担金は計算式から算出された額の1割～3割になります。

* 同一建物減算、(所定単位数)の12%減算

* 訪問介護の利用料は、介護保険に定める「身体介護」「生活援助」等の介護報酬となり、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、利用者から負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

第8条 (キャンセル料)

ご利用日の前日までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用日、当日にご連絡をいただいた場合	1,000円

*但し、事業所が正当な事由と認めるものに関しては、この限りではありません。

第4章 その他

第9条(サービス相談窓口及び苦情・事故受付窓口)

1、サービス相談及び苦情・事故受付共通の窓口

サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付及び事故発生等の際の受付窓口は以下の通りです。

*サービス事業所

電話番号	0898-35-2200	担当者(柚山 有香)
受付時間	営業日の午前8時30分～午後5時30分	

2、その他の相談・苦情受付窓口

その他、以下の市区町村等の苦情相談窓口にご相談することもできます。

*市区町村及び国民健康保険団体連合会相談・苦情受付窓口

今治市役所介護保険課 電話番号(0898-32-5200)

営業時間 8:30～17:15

(月～金 ※但し祝祭日及び12/29～1/3を除く)

愛媛県国保連合会 電話番号(089-968-8700)

営業時間 8:30～17:15

(月～金 ※但し祝祭日及び12/29～1/3を除く)

3、苦情・事故対応時の基本手順

おあしす中央は、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

I. 苦情・事故の受付

II. 苦情・事故内容の確認

III. 苦情・事故解決責任者等への報告

IV. 苦情・事故解決に向けた対応に関する、ご利用者様への事前説明・同意

V. 苦情・事故解決に向けた対応の実施

VI. 再発防止または改善の措置

VII. 苦情・事故解決結果のご利用者様への説明・同意

VIII. 苦情・事故解決責任者等への最終報告

*苦情・事故受付担当者：サービス事業所(おあしす)の従業者

*苦情・事故解決責任者：サービス事業所(おあしす)の管理者

第10条(賠償責任について)

- 1、おあしす中央は、訪問介護サービスの提供に伴って、おあしす中央の責めに帰すべき事由により、ご利用者又はそのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- 2、ご利用者様又はそのご家族等の介護者は、ご利用者様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、おあしす中央のサービス従業者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第11条(守秘義務)

- 1、従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2、従業者であった者に、業務上知り得たご利用者様またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第12条(事故発生時の対応)

- 1、事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者様のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2、事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残すものとする。
- 3、事業所は、ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

第13条(緊急時の対応)

- 1、指定訪問介護の提供を行っているときにご利用者様に病状の急変が生じた場合その他 必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置をとり、管理者に報告する。
- 2、主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

第14条(第三者評価の有無)

第三者評価の実施なし

重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 今治市八町西3丁目3番35号

事業者名 訪問介護事業所 おあしす中央

説明者 柚山 有香

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、契約約款の内容を確認した上で、サービスの利用を申し込みます。

ご利用者 住所

氏名

連絡先

私は本人の意思を確認し、本人に代わり上記署名いたしました。

ご家族 住所

氏名 利用者との続柄 ()

連絡先

代理人 (立会人を選定する場合)

住所

氏名 利用者との続柄 ()

連絡先

